

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

下関市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

有料公園施設及び器具の使用料等を改定し、並びに公園施設の設置基準の特例について所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

下関市都市公園条例（平成17年条例第289号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																													
<p>(公園施設の設置基準の特例)</p> <p>第2条の4 略</p> <p>2～5 略</p>		<p>(公園施設の設置基準の特例)</p> <p>第2条の4 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 公園についての政令第6条第7項に規定する場合に関する都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第7項に規定する滞在快適性等向上公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p>																																													
<p>別表第3（第14条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th colspan="3">使用区分及び金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有料公園</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">使用区分</td> <td>平日</td> <td>土曜日 日曜日 休日</td> </tr> <tr> <td>4,840円</td> <td>5,810円</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>ゆめ 広場</td> <td>1時間までごとに</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	名称	使用区分及び金額			略	略	略			有料公園	略	使用区分	平日	土曜日 日曜日 休日	4,840円	5,810円	施設	ゆめ 広場	1時間までごとに			<p>別表第3（第14条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th colspan="3">使用区分及び金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有料公園</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">使用区分</td> <td>平日</td> <td>土曜日 日曜日 休日</td> </tr> <tr> <td>4,840円</td> <td>5,810円</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>ゆめ 広場</td> <td><u>全面1時間までご</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	名称	使用区分及び金額			略	略	略			有料公園	略	使用区分	平日	土曜日 日曜日 休日	4,840円	5,810円	施設	ゆめ 広場	<u>全面1時間までご</u>		
区分	名称	使用区分及び金額																																													
略	略	略																																													
有料公園	略	使用区分	平日	土曜日 日曜日 休日																																											
			4,840円	5,810円																																											
施設	ゆめ 広場	1時間までごとに																																													
区分	名称	使用区分及び金額																																													
略	略	略																																													
有料公園	略	使用区分	平日	土曜日 日曜日 休日																																											
			4,840円	5,810円																																											
施設	ゆめ 広場	<u>全面1時間までご</u>																																													

略	略	略	略	略	略
略	略				
乃木 浜総 合公 園グ ラウ ンド ・ゴ ルフ 場	個人使用 1人1日 につき	一般 高校生以 下		<u>1,000円</u>	<u>500円</u>
	コース使 用1コー ス当たり 1時間ま でごとに			<u>10,000円</u>	
略	略				
器 具	略				
乃木 浜総 合公 園グ ラウ ンド ・ゴ	クラ ブ	1本 当た り1 日に つき	一般 高校 生以 下	100円	50円
	ボー ル	1個 当た	一般 高校	<u>100円</u>	<u>50円</u>

略	略	略	略	略	略
略	略				
乃木 浜総 合公 園グ ラウ ンド ・ゴ ルフ 場	個人使用 1人1日 につき	一般 高校生以 下		<u>600円</u>	<u>300円</u>
	コース使 用1コー ス当たり 1時間ま でごとに			<u>2,500円</u>	
略	略				
器 具	略				
乃木 浜総 合公 園グ ラウ ンド ・ゴ	クラ ブ・ ボー ル	1組 当た り1 日に つき	一般 高校 生以 下	100円	50円

	ルフ 用具		<u>り 1</u> <u>日に</u> <u>つき</u>	<u>生以</u> <u>下</u>	
備考					
1～8 略					
9 ゆめ広場において、第8条第1項の使用について、入場料等を徴収し、又は商品等を展示し、若しくは販売する場合その他の営利を目的とする <u>場合</u> の使用料の額は、 <u>4の表</u> に規定する使用料の額に2を乗じて得た額とする。					
10～14 略					
	ルフ 用具				
備考					
1～8 略					
9 ゆめ広場において、第8条第1項の使用について、入場料等を徴収し、又は商品等を展示し、若しくは販売する場合その他の営利を目的とする <u>場合</u> （ <u>4の表に規定する行商その他これらに類する行為で使用する場合を除く。</u> ）の使用料の額は、 <u>同表</u> に規定する使用料の額に2を乗じて得た額とする。					
10～14 略					

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市手数料条例の一部を改正する条例

下関市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

建築基準法等の一部改正に伴いこれらの法律に関する事務に係る手数料を定め、改定し、及び廃止し、並びに開発登記簿の複写に係る手数料を改定し、及び開発行為又は建築に関する証明書の交付に係る手数料を定め、並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市手数料条例の一部を改正する条例

下関市手数料条例（平成24年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第9（第2条関係） 都市整備関係			別表第9（第2条関係） 都市整備関係		
項	手数料を徴収する事務	金額	項	手数料を徴収する事務	金額
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知に対する審査 (1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき <u>6,000円。</u> ただし、構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき <u>9,000円とする。</u>	1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画の通知に対する審査 (1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき <u>10,000円</u>
	(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	1件につき <u>12,000円。</u> ただし、構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき <u>14,000円とする。</u>		(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	1件につき <u>17,000円</u>
	(3) 床面積の合計が	1件につき		(3) 床面積の合計が	1件につき

	100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	<u>20,000円。</u> <u>ただし、構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき22,000円とする。</u>			100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	<u>28,000円</u>	
	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以下のもの	1件につき <u>28,000円。</u> <u>ただし、構造計算書の添付がある場合にあっては、1件につき34,000円とする。</u>			(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以下のもの	1件につき <u>35,000円</u>	
	(5) 床面積の合計が <u>500平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>51,000円</u>			(5) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>71,000円</u>	
	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>73,000円</u>			(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>121,000円</u>	
	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>194,000円</u>			(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>250,000円</u>	
	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>337,000円</u>			(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>450,000円</u>	
	(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>552,000円</u>			(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>610,000円</u>	
				<u>1</u>	<u>前項の審査のうち、建築物のエネルギー</u>		
				<u>2</u>	<u>消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11</u>		

条第1項ただし書の規定に基づく、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為の審査（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下「仕様基準」という。）又は基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下「誘導仕様基準」という。）のいずれか（以下「仕様基準等」という。）への適合性を審査する場合をいう。）を併せて行う場合に前項の手数料に加算する額

(1) 一戸建ての住宅 1件につき  
10,000円

（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下この項及び61の項から64の項までにおいて同じ。）で床面積の合計が200平方メートル未満のもの

(2) 一戸建ての住宅 1件につき  
11,000円

で床面積の合計が200平方メートル以上のもの

(3) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をい

1件につき  
34,000円

				う。以下この項及び61の項から64の項までにおいて同じ。)で戸数の合計が4戸以下のもの	
				(4) 共同住宅等で戸数の合計が5戸以上15戸以下のもの	1件につき 75,000円
				(5) 共同住宅等で戸数の合計が16戸以上45戸以下のもの	1件につき 94,000円
				(6) 共同住宅等で戸数の合計が46戸以上のもの	1件につき 132,000円
2	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の通知に対する審査			2 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の通知に対する審査	
	(1) 建築設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第146条第1項第2号に掲げる小荷物専用昇降機（以下「小荷物専用昇降機」という。）を除く。第3号において同じ。）を設置する場合（第3号に掲げる場合を除く。）	1件につき 12,000円		(1) 建築設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第146条第1項第2号に掲げる小荷物専用昇降機（以下「小荷物専用昇降機」という。）を除く。第3号において同じ。）を設置する場合（第3号に掲げる場合を除く。）	1件につき 14,000円
	(2) 小荷物専用昇降機を設置する場合（第4号に掲げる場合を除く。）	1件につき 6,000円		(2) 小荷物専用昇降機を設置する場合（第4号に掲げる場合を除く。）	1件につき 7,000円
	(3) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1件につき 7,000円		(3) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	1件につき 8,000円
	(4) 確認を受けた小	1件につき		(4) 確認を受けた小	1件につき

	荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>4,000円</u>		荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>5,000円</u>
3	<p>建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく工作物の通知に対する審査</p> <p>(1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	<p>1件につき <u>11,000円</u></p> <p>1件につき <u>6,000円</u></p>	3	<p>建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく工作物の通知に対する審査</p> <p>(1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	<p>1件につき <u>12,000円</u></p> <p>1件につき <u>7,000円</u></p>
4	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物の工事の完了検査</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、<u>500平方メートル</u>以下のもの</p> <p>(5) 床面積の合計が<u>500平方メートル</u>を超え、1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき <u>11,000円</u></p> <p>1件につき <u>15,000円</u></p> <p>1件につき <u>22,000円</u></p> <p>1件につき <u>33,000円</u></p> <p>1件につき <u>54,000円</u></p>	4	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物の工事の完了検査</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、<u>300平方メートル</u>以下のもの</p> <p>(5) 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき <u>18,000円</u></p> <p>1件につき <u>26,000円</u></p> <p>1件につき <u>40,000円</u></p> <p>1件につき <u>41,000円</u></p> <p>1件につき <u>55,000円</u></p>

	もの (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>74,000円</u>  1件につき <u>155,000円</u>  1件につき <u>265,000円</u>  1件につき <u>452,000円</u>		もの (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>79,000円</u>  1件につき <u>190,000円</u>  1件につき <u>330,000円</u>  1件につき <u>600,000円</u>	
5	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築設備の工事の完了検査 (1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 (2) 小荷物専用昇降機	1件につき <u>18,000円</u> 1件につき <u>11,000円</u>		5	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備の工事の完了検査 (1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 (2) 小荷物専用昇降機	1件につき <u>22,000円</u> 1件につき <u>14,000円</u>
6	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく工作物の工事の完了検査	1件につき <u>13,000円</u>		6	建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく工作物の工事の完了検査	1件につき <u>16,000円</u>
7	建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の工事の完了検査 (1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの (2) 床面積の合計が	1件につき <u>11,000円</u> 1件につき		7	建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物の工事の完了検査 (1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの (2) 床面積の合計が	1件につき <u>17,000円</u> 1件につき

	30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	<u>15,000円</u>		30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	<u>24,000円</u>
	(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	1件につき <u>21,000円</u>		(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	1件につき <u>37,000円</u>
	(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>500平方メートル</u> 以下のもの	1件につき <u>32,000円</u>		(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、 <u>300平方メートル</u> 以下のもの	1件につき <u>38,000円</u>
	(5) 床面積の合計が <u>500平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>51,000円</u>		(5) 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え、1,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>54,000円</u>
	(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>70,000円</u>		(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>77,000円</u>
	(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>149,000円</u>		(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>180,000円</u>
	(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>258,000円</u>		(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>320,000円</u>
	(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>447,000円</u>		(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>590,000円</u>
8	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第19項の規定に基づく建築物の中間検査		8	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第28項の規定に基づく建築物の中間検査	
	(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき <u>11,000円</u>		(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1件につき <u>13,000円</u>
	(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル	1件につき <u>14,000円</u>		(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル	1件につき <u>17,000円</u>

	<p>ルを超え、100平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、<u>500平方メートル</u>以下のもの</p> <p>(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が<u>500平方メートル</u>を超え、1,000平方メートル以下のもの</p> <p>(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</p> <p>(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</p> <p>(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの</p> <p>(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき <u>21,000円</u></p> <p>1件につき <u>31,000円</u></p> <p>1件につき <u>49,000円</u></p> <p>1件につき <u>66,000円</u></p> <p>1件につき <u>134,000円</u></p> <p>1件につき <u>230,000円</u></p> <p>1件につき <u>396,000円</u></p>				
	<p>ルを超え、100平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、<u>300平方メートル</u>以下のもの</p> <p>(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、1,000平方メートル以下のもの</p> <p>(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</p> <p>(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの</p> <p>(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以下のもの</p> <p>(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき <u>24,000円</u></p> <p>1件につき <u>32,000円</u></p> <p>1件につき <u>50,000円</u></p> <p>1件につき <u>68,000円</u></p> <p>1件につき <u>170,000円</u></p> <p>1件につき <u>280,000円</u></p> <p>1件につき <u>580,000円</u></p>				
9	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号	略		9	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第18条第38項第1号	略

	(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査			(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	
略	略	略	略	略	略
58	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条又は第9条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (1) 建築物の構造又は設備に変更が生じる場合	1件につき当該建築物について57の項の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額(備考第4項及び第5項の規定は適用しない。)の2分の1に相当する額 略	58	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条又は第9条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 (1) 建築物の構造又は設備に変更が生じる場合	1件につき当該建築物について57の項の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額(備考第5項及び第6項の規定は適用しない。)の2分の1に相当する額 略
	(2)・(3) 略	略		(2)・(3) 略	略
58 の 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 (1) 建築物の構造又は設備に変更が生じる場合	1件につき当該建築物について57の2の項の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額(備考第5項の規定は適用	58 の 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 (1) 建築物の構造又は設備に変更が生じる場合	1件につき当該建築物について57の2の項の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額(備考第6項の規定は適用

		しない。)の2分の1に相当する額 略			しない。)の2分の1に相当する額 略
	(2) 略	略		(2) 略	略
略	略	略	略	略	略
59	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 専ら人の居住の用に供する一戸建ての建築物（以下この項及び次項において「一戸建ての住宅」という。）（ <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この項、次項、63の項及び64の項において「誘導仕様基準」という。）</u> ）による認定に係るものに限る。） (2)・(3) 略	略	59	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (1) 専ら人の居住の用に供する一戸建ての建築物（以下この項及び次項において「一戸建ての住宅」という。）（ <u>誘導仕様基準</u> による認定に係るものに限る。） (2)・(3) 略	略
略	略	略	略	略	略
61	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適		61	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（同法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下同	

合性判定をいう。以下同じ。)の申請に対する審査

(1) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から64の項まで並びに備考第14項及び第15項において同じ。)を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分(同法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。63の項及び64の項並びに備考第14項及び第15項において同じ。))を有する建築物をいう。以下この項から64の項まで並びに備考第13項から第15項まで並びに備考第18項及び第19項において同じ。)を除く。以下この項から65の項までにおいて「非住宅建築物」という。)のうち工場等の用途に供する部分又は複合建築物の非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分(それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この項及び次項において

じ。))の申請に対する審査

(1) 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項から64の項まで並びに備考第11項から第14項まで、第16項及び第17項において同じ。)を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分(基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項から64の項まで並びに備考第13項、第16項及び第17項において同じ。))を有する建築物をいう。以下この項から64の項まで及び備考第11項から第17項までにおいて同じ。)を除く。以下この項から64の項まで並びに備考第11項、第12項及び第14項において「非住宅建築物」という。)のうち工場等の用途に供する部分又は複合建築物の非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分(それぞれ基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この項及び次項において「モデル建物法基

	<p>「モデル建物法基準」という。)による判定に係るものに限る。)</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>略</p> <p>略</p>		<p>準」という。)による判定に係るものに限る。)</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>一戸建ての住宅</u> (<u>基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準</u>(以下「<u>標準計算法</u>」<u>という。)</u>)による判定に係るものに限る。)</p> <p>ア <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p> <p>イ <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p>(6) <u>一戸建ての住宅</u> (<u>仕様基準等及び標準計算法を併用して判定する場合</u>(以下この項及び次項において「<u>仕様・計算併用法</u>」<u>という。)</u>)による判定に係るものに限る。)</p> <p>ア <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p> <p>イ <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p>(7) <u>一戸建ての住宅</u> (<u>仕様基準等による判定に係るもの</u>に限る。)</p> <p>ア <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p> <p>イ <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>1件につき 39,000円</p> <p>1件につき 43,000円</p> <p>1件につき 29,000円</p> <p>1件につき 32,000円</p> <p>1件につき 20,000円</p> <p>1件につき 21,000円</p>
--	---	-------------------	--	--	---







			46戸以上のもの	122,000円	
63	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この項及び次項において「モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。） ア～キ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下この項から65の項までにおいて同じ。） （誘導仕様基準による認定に係るものに限る。） ア・イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の項までにおいて同じ。）又は複合建築物のうち住宅部分（建築物エネルギー消費性</p>	略 略 略	63	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分（それぞれ基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この項及び次項において「モデル建物法基準」という。）による認定に係るものに限る。） ア～キ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（誘導仕様基準による認定に係るものに限る。） ア・イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 共同住宅等又は複合建築物のうち住宅部分（基準省令第14条第2項第2号の規定により算出した数値により評価する方法（以下この項及び次項において「共用部分を計算しな</p>	略 略 略

	<p><u>能基準等を定める省令第14条第2項第2号の規定により算出した数値により評価する方法</u>  (以下この項及び次項において「共用部分を計算しない評価方法」という。)による認定に係るもののうち、<u>誘導仕様基準</u>による認定に係るものに限る。)</p> <p>ア～エ 略  (6)～(8) 略</p>	略 略			
64	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u>  (1)～(8) 略</p>	略	64	<p>い評価方法」という。)による認定に係るもののうち、<u>誘導仕様基準</u>による認定に係るものに限る。)</p> <p>ア～エ 略  (6)～(8) 略</p>	略 略
64	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u>  (1)～(8) 略</p>	略	64	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u>  (1)～(8) 略</p>	略
65	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u>  (1) <u>非住宅建築物</u>  (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものに限る。)</p> <p>ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p>	<p>1件につき98,000円。  ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準</p>	65	削除	

イ 床面積の合計  
が300平方メー  
トル以上1,000  
平方メートル未  
満のもの

に適合して  
いることが  
確認できる  
場合にあ  
っては、  
10,000円と  
する。

1件につき  
129,000円。  
ただし、申  
請の際にエ  
ネルギー消  
費性能の向  
上等の基準  
に適合して  
いることが  
確認できる  
場合にあ  
っては、  
16,000円と  
する。

ウ 床面積の合計  
が1,000平方メ  
ートル以上  
2,000平方メー  
トル未満のもの

1件につき  
170,000円。  
ただし、申  
請の際にエ  
ネルギー消  
費性能の向  
上等の基準  
に適合して  
いることが  
確認できる  
場合にあ  
っては、  
27,000円と  
する。

エ 床面積の合計  
が2,000平方メ  
ートル以上  
5,000平方メー  
トル未満のもの

1件につき  
279,000円。  
ただし、申  
請の際にエ  
ネルギー消  
費性能の向  
上等の基準  
に適合して  
いることが  
確認できる  
場合にあ  
っては、

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

80,000円とする。

1件につき345,000円。

ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあっては、127,000円とする。

カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

1件につき485,000円。

ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあっては、160,000円とする。

キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

1件につき562,000円。

ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあっては、200,000円とする。

(2) 非住宅建築物  
(建築物エネルギー消費性能基準等

<p>を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものを除く。)</p>	
<p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき173,000円。 ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、10,000円とする。</p>
<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき234,000円。 ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、16,000円とする。</p>
<p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき300,000円。 ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、27,000円とする。</p>

<u>エ</u> 床面積の合計 <u>が2,000平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>5,000平方メー</u> <u>トル未満のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>469,000円。</u> <u>ただし、申</u> <u>請の際にエ</u> <u>ネルギー消</u> <u>費性能の向</u> <u>上等の基準</u> <u>に適合して</u> <u>いることが</u> <u>確認できる</u> <u>場合にあ</u> <u>っては、</u> <u>80,000円と</u> <u>する。</u>
<u>オ</u> 床面積の合計 <u>が5,000平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>10,000平方メー</u> <u>トル未満のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>568,000円。</u> <u>ただし、申</u> <u>請の際にエ</u> <u>ネルギー消</u> <u>費性能の向</u> <u>上等の基準</u> <u>に適合して</u> <u>いることが</u> <u>確認できる</u> <u>場合にあ</u> <u>っては、</u> <u>127,000円と</u> <u>する。</u>
<u>カ</u> 床面積の合計 <u>が10,000平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>25,000平方メー</u> <u>トル未満のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>763,000円。</u> <u>ただし、申</u> <u>請の際にエ</u> <u>ネルギー消</u> <u>費性能の向</u> <u>上等の基準</u> <u>に適合して</u> <u>いることが</u> <u>確認できる</u> <u>場合にあ</u> <u>っては、</u> <u>160,000円と</u> <u>する。</u>
<u>キ</u> 床面積の合計 <u>が25,000平方メ</u> <u>ートル以上のも</u> <u>の</u>	<u>1件につき</u> <u>870,000円。</u> <u>ただし、申</u> <u>請の際にエ</u> <u>ネルギー消</u>

費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、200,000円とする。

(3) 一戸建ての住宅  
(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この項において「モデル住宅法基準」という。))による認定に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

1件につき21,000円。  
ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、5,000円とする。

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

1件につき22,000円。  
ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、

	<p>(4) <u>一戸建ての住宅</u>  <u>(モデル住宅法基準による認定に係るものを除く。)</u>  <u>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p> <p><u>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p>(5) <u>共同住宅等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この項において「フロア入力法基準」という。）並びに同令第5条第3項第2号の規定により算出した数</u></p>	<p><u>5,000円とする。</u></p> <p><u>1件につき39,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、5,000円とする。</u></p> <p><u>1件につき43,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合においては、5,000円とする。</u></p>			
--	---	--	--	--	--

値により評価する方法による認定に係るものに限る。)

ア 住戸の戸数が4戸以下のもの

1件につき58,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、10,000円とする。

イ 住戸の戸数が5戸以上15戸以下のもの

1件につき76,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、20,000円とする。

ウ 住戸の戸数が16戸以上45戸以下のもの

1件につき127,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、45,000円とする。

エ 住戸の戸数が

1件につき

46戸以上のもの

204,000円。  
ただし、申  
請の際にエ  
ネルギー消  
費性能の向  
上等の基準  
に適合して  
いることが  
確認できる  
場合にあ  
っては、  
80,000円と  
する。

(6) 共同住宅等（フ  
ロア入力法基準及  
び建築物エネルギ  
ー消費性能基準等  
を定める省令第5  
条第3項第1号の  
規定により算出し  
た数値により評価  
する方法による認  
定に係るものに限  
る。）

ア 住戸の戸数が  
4戸以下のもの

1件につき  
102,000円。  
ただし、申  
請の際にエ  
ネルギー消  
費性能の向  
上等の基準  
に適合して  
いることが  
確認できる  
場合にあ  
っては、  
10,000円と  
する。

イ 住戸の戸数が  
5戸以上15戸以  
下のもの

1件につき  
117,000円。  
ただし、申  
請の際にエ  
ネルギー消  
費性能の向  
上等の基準  
に適合して  
いることが

<p>ウ <u>住戸の戸数が16戸以上45戸以下のもの</u></p>	<p><u>確認できる場合にあっては、20,000円とする。</u>  <u>1件につき169,000円。</u>  <u>ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあっては、45,000円とする。</u></p>
<p>エ <u>住戸の戸数が46戸以上のもの</u></p>	<p><u>1件につき245,000円。</u>  <u>ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあっては、80,000円とする。</u></p>
<p>(7) <u>共同住宅等（フロア入力法基準による認定に係るものの以外のものうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第3項第2号の規定により算出した数値により評価する方法による認定に係るものに限る。）</u></p>	<p><u>1件につき</u></p>
<p>ア <u>住戸の戸数が</u></p>	

4戸以下のもの 129,000円。  
ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあっては、10,000円とする。

イ 住戸の戸数が5戸以上15戸以下のもの 1件につき161,000円。  
ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあっては、20,000円とする。

ウ 住戸の戸数が16戸以上45戸以下のもの 1件につき255,000円。  
ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあっては、45,000円とする。

エ 住戸の戸数が46戸以上のもの 1件につき408,000円。  
ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向

上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、80,000円とする。

(8) 共同住宅等（フロア入力法基準による認定に係るものの以外のものうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第3項第1号の規定により算出した数値により評価する方法による認定に係るものに限る。）

ア 住戸の戸数が4戸以下のもの

1件につき237,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、10,000円とする。

イ 住戸の戸数が5戸以上15戸以下のもの

1件につき269,000円。ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあつては、

	<p><u>ウ 住戸の戸数が16戸以上45戸以下のもの</u></p> <p><u>エ 住戸の戸数が46戸以上のもの</u></p>	<p>20,000円とする。</p> <p>1件につき363,000円。</p> <p>ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあっては、45,000円とする。</p> <p>1件につき516,000円。</p> <p>ただし、申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合にあっては、80,000円とする。</p>		
略	略	略	略	略
<u>67及び68</u>	削除		<p>67 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定による工事の許可の申請に対する審査</u></p> <p><u>(1) 宅地造成及び特定盛土等に関する工事</u></p> <p><u>ア 盛土又は切土をする土地の面積（以下この項から68の2の項までにおいて「盛土等面積」</u></p>	<p>1件につき14,000円</p>





					<u>トル以下のもの</u> <u>ク 堆積面積が</u> <u>20,000平方メー</u> <u>トルを超え</u> <u>40,000平方メー</u> <u>トル以下のもの</u> <u>ケ 堆積面積が</u> <u>40,000平方メー</u> <u>トルを超え</u> <u>70,000平方メー</u> <u>トル以下のもの</u> <u>コ 堆積面積が</u> <u>70,000平方メー</u> <u>トルを超え</u> <u>100,000平方メ</u> <u>ートル以下のも</u> <u>の</u> <u>サ 堆積面積が</u> <u>100,000平方メ</u> <u>ートルを超える</u> <u>もの</u>	<u>1件につき</u> <u>46,000円</u>  <u>1件につき</u> <u>63,000円</u>  <u>1件につき</u> <u>94,000円</u>  <u>1件につき</u> <u>110,000円</u>
				68	<u>宅地造成及び特定盛</u> <u>土等規制法第16条第</u> <u>1項又は第35条第1</u> <u>項の規定による工事</u> <u>の計画の変更許可の</u> <u>申請に対する審査</u> <u>(1) 宅地造成及び特</u> <u>定盛土等に関する</u> <u>工事</u>	<u>次に掲げる</u> <u>額を合算し</u> <u>た額。ただ</u> <u>し、その額</u> <u>が610,000円</u> <u>を超える</u> <u>ときは、</u> <u>610,000円と</u> <u>する。</u> <u>ア 宅地造</u> <u>成又は特</u> <u>定盛土等</u> <u>に関する</u> <u>工事の計</u> <u>画の変更</u> <u>(イのみ</u> <u>に該当す</u> <u>る場合を</u> <u>除く。)</u> <u>について</u>

					<p>(2) <u>土石の堆積に関する工事</u></p>	<p>は、<u>盛土等面積</u>（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土等面積、盛土等面積の減少を伴う場合にあっては減少後の盛土等面積）に応じ前項第1号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ <u>盛土等面積の増加を伴う変更については、増加した盛土等面積に応じ前項第1号に規定する額</u></p> <p>ウ <u>その他の変更</u> 10,000円</p> <p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が110,000円を超えるときは、110,000円とする。</p> <p>ア <u>土石の</u></p>
--	--	--	--	--	-------------------------------	--

					<p>堆積に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、堆積面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の堆積面積、堆積面積の減少を伴う場合にあっては減少後の堆積面積）に応じ前項第2号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 堆積面積の増加を伴う変更については、増加した堆積面積に応じ前項第2号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更 10,000円</p>
			68 の	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第	

略	略	略
75	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき470円
略	略	略

備考

2	1項又は第37条第1項の規定による工事の中間検査	
	(1) 中間検査を行う部分の盛土等面積又は堆積面積（以下この項において「中間検査面積」という。）が10,000平方メートル以下のもの	1件につき 5,200円
	(2) 中間検査面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	1件につき 8,400円
	(3) 中間検査面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの	1件につき 12,000円
	(4) 中間検査面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のもの	1件につき 20,000円
	(5) 中間検査面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの	1件につき 29,000円
	(6) 中間検査面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 38,000円
略	略	略
75	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき500円
75	都市計画法施行規則の（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為又は建築に関する証明書の交付	1件につき 6,000円
略	略	略

備考

1 略

2～6 略

7 59の項及び60の項中「申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合」とは、登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第13項及び第18項において「登録判定機関」という。）が作成した書類で当該申請が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証するもの又は市長が別に定める書類の添付がある場合をいう。

8・9 略

10 61の項において、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（第12項において「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。）が工場等の用途に供する部分及び工場等の用途に供する部分以外の部分を有する建築物に係るものである場合の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

(1) 当該建築物のうち工場等の用

1 略

2 1の項において、1の2の項に定める手数料を加算して確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、その変更が特定建築行為の変更を含むときの手数料の額は、同項の手数料のうち該当する手数料の額の2分の1に相当する額を加えた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3～7 略

8 59の項及び60の項中「申請の際にエネルギー使用の合理化等の基準に適合していることが確認できる場合」とは、登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第15項において「登録判定機関」という。）が作成した書類で当該申請が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証するもの又は市長が別に定める書類の添付がある場合をいう。

9・10 略

11 61の項において、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（第14項において「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。）が非住宅建築物及び複合建築物のうち工場等の用途に供する部分並びに非住宅建築物及び複合建築物のうち工場等の用途に供する部分以外の部分を有する建築物に係るものである場合の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

(1) 非住宅建築物及び複合建築物

途に供する部分に係る手数料  
61の項第1号及び第2号の区分並びに当該建築物のうち工場等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、それぞれ61の項第1号及び第2号に定める額を合算した額

(2) 当該建築物のうち工場等の用途に供する部分以外の部分に係る手数料 61の項第3号及び第4号の区分並びに当該建築物のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ、それぞれ61の項第3号及び第4号に定める額を合算した額

11 前項の規定にかかわらず、前項の規定により算出した手数料の額が、当該建築物全体の床面積を工場等の用途に供する部分以外の部分であるとして前項の規定により算出した手数料の額（以下「上限額」という。）を超える場合は、上限額を手数料の額とする。

12 62の項において、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画が工場等の用途に供する部分及び工場等の用途に供する部分以外の部分を有する建築物に係るものである場合並びに当該建築物エネルギー消費性能確保計画について同項に規定する書面を交付する場合については、前2項の規定を準用する。

のうち工場等の用途に供する部分に係る手数料 61の項第1号及び第2号の区分並びに当該建築物のうち工場等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、それぞれ同項第1号及び第2号に定める額を合算した額

(2) 非住宅建築物及び複合建築物のうち工場等の用途に供する部分以外の部分に係る手数料 61の項第3号及び第4号の区分並びに当該建築物のうち工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積の合計に応じ、それぞれ同項第3号及び第4号に定める額を合算した額

12 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した手数料の額が、非住宅建築物及び複合建築物のうち非住宅部分の床面積を工場等の用途に供する部分以外の部分であるとして同項の規定により算出した手数料の額（以下「上限額」という。）を超える場合は、上限額を手数料の額とする。

13 61の項の申請において、当該申請が複合建築物に係る申請である場合の手数料の額は、当該申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計に応じ、それぞれ同項第1号から第4号までに定める額と、住宅部分の戸数の合計に応じ、それぞれ同項第8号から第10号までに定める額とを合算した額とする。

14 62の項において、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画が非住宅建築物及び複合建築物のうち工場等の用途に供する部分並びに非住宅建築物及び複合建築物のうち工場等の用途に供する部分以外の部分を有する建築物に係るものである場合並びに当該建築物エネルギー消費性能確保計画について同項に規定する書面を交付する場合については、前

13 63の項及び64の項中「申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の添付がある場合をいう。

(1) 63の項第1号若しくは第2号又は64の項第1号若しくは第2号に規定する建築物に係る申請の場合 当該申請が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していることを証する書類（以下この項において「誘導基準適合証」という。）で登録判定機関が作成したもの

(2)・(3) 略

14 63の項の申請において、当該申請が複合建築物に係る申請である場合の手数料の額は、63の項第1号又は第2号に掲げる区分及び当該申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計に応じ、それぞれ63の項第1号又は第2号に定める額と、住宅部分の全体の戸数に応じ、63の項第5号から第8号までのいずれかに定める額とを合算した額とする。

15 64の項の申請において、当該申請が複合建築物に係る申請である場合の手数料の額は、64の項第1号又は第2号に掲げる区分及び当該申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計に応じ、それぞれ64の項第1号又は第2号に定める額と、住宅部分の全体の戸数に応じ、64の項第5号から第8号までのいずれかに定める額とを合算した額とする。

16 63の項の申請において、当該申請が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準による認定に係るものである場合の手数料の

3項の規定を準用する。

15 63の項及び64の項中「申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の添付がある場合をいう。

(1) 63の項第1号若しくは第2号又は64の項第1号若しくは第2号に規定する建築物に係る申請の場合 当該申請が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合していることを証する書類（以下この項において「誘導基準適合証」という。）で登録判定機関が作成したもの

(2)・(3) 略

16 63の項の申請において、当該申請が複合建築物に係る申請である場合の手数料の額は、同項第1号又は第2号に掲げる区分及び当該申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める額と、住宅部分の全体の戸数に応じ、同項第5号から第8号までのいずれかに定める額とを合算した額とする。

17 64の項の申請において、当該申請が複合建築物に係る申請である場合の手数料の額は、同項第1号又は第2号に掲げる区分及び当該申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める額と、住宅部分の全体の戸数に応じ、同項第5号から第8号までのいずれかに定める額とを合算した額とする。

18 63の項の申請において、当該申請が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準による認定に係るものである場合の手数料の

額は、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに63の項各号の規定により算出した額を合算した額とする。

17 64の項の申請において、当該申請が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第4号に掲げる基準による認定に係るものである場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物ごとに64の項各号の規定により算出した額を合算した額とする。ただし、当該計画に新たな建築物の追加をする変更を含むものである場合の手数料の額は、当該追加をする建築物について63の項各号の規定により算出した額と、この項本文の規定により算出した額とを合算した額とする。

18 65の項中「申請の際にエネルギー消費性能の向上等の基準に適合していることが確認できる場合」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類の添付がある場合をいう。

(1) 65の項第1号又は第2号に規定する建築物に係る申請の場合  
当該申請が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）で登録判定機関が作成したもの又は市長が別に定める書類

(2) 65の項第3号から第8号までに規定する建築物に係る申請の場合 登録判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類

(3) 複合建築物について申請する場合 登録判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類

額は、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに63の項各号の規定により算出した額を合算した額とする。

19 64の項の申請において、当該申請が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第4号に掲げる基準による認定に係るものである場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物ごとに64の項各号の規定により算出した額を合算した額とする。ただし、当該計画に新たな建築物の追加をする変更を含むものである場合の手数料の額は、当該追加をする建築物について63の項各号の規定により算出した額と、この項本文の規定により算出した額とを合算した額とする。

19 65の項の申請において、複合建築物について申請する場合の手数料の額は、同項第1号又は第2号に定める区分及び当該複合建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める額並びに住戸の戸数に応じて同項第5号から第8号までに定める額を合算した額とする。

20・21 略

20 68の2の項中「中間検査」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項の規定により同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた工事又は同法第34条第2項の規定により同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた工事に係るもの（国又は都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う工事に係るものを除く。）に限る。

21・22 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



下関市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

下関市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

下関市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年条例第319号）の一部を次のように改正する。

別表 勤務年数の項中

「

30年以上	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

30年以上 35年未満	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000
35年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	834,000	789,000

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した下関市消防団員について適用し、同日前に退職した下関市消防団員については、なお従前の例による。

下関市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市下水道条例の一部を改正する条例

下関市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

公共下水道を使用する者が除害施設を設置すべき下水の基準について、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市下水道条例の一部を改正する条例

下関市下水道条例（平成17年条例第290号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(水質適合のための除害施設の設置)</p> <p>第13条 次に定める基準に適合しない下水 (水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の項目で山口県公害防止条例（昭和47年山口県条例第41号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（<u>令</u>第9条の5第1項第3号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p>	<p>(水質適合のための除害施設の設置)</p> <p>第13条 次に定める基準に適合しない下水 (水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の項目で山口県公害防止条例（昭和47年山口県条例第41号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（<u>政令</u>第9条の5第1項第3号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

令和 6 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 2 月 2 6 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

令和 6 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、専決処分したため。



別紙

令和6年度 下関市一般会計補正予算（第7回）

令和6年度下関市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,156,789千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和6年12月26日

下関市長 前田 晋太郎





第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯に対する価格高騰重点 支援給付金給付事業	500,000

令和 6 年度

下関市一般会計補正予算

に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額
16 国庫支出金	26,309,600
歳入合計	153,756,789

(単位：千円)

補 正 額	計
1,400,000	27,709,600
1,400,000	155,156,789

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費	53,051,563	1,400,000	54,451,563
歳 出 合 計	153,756,789	1,400,000	155,156,789



(2) 歳入

款		補正前の額	補正額	計
項	目			
16	国庫支出金	26,309,600	1,400,000	27,709,600
	2 国庫補助金	8,519,963	1,400,000	9,919,963
	2 民生費国庫補助金	3,421,353	1,400,000	4,821,353

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費補助金	1,400,000	社会福祉費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 対象額 1,400,000千円の10/10

(3) 歳出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	市債	その他	
3	民生費		53,051,563	1,400,000	54,451,563	1,400,000			
	1	社会福祉費	28,161,284	1,400,000	29,561,284	1,400,000			
		10 臨時特別給付金給付事業費	2,840,000	1,400,000	4,240,000	1,400,000			

(単位：千円)

節			目 的 説 明
区 分	金 額	説 明	
3 職員手当等	3,800	時間外勤務手当	住民税非課税世帯に対する価格 高騰重点支援給付金給付事業
10 需用費	900	消耗品費 600 光熱水費 300	
11 役務費	24,000	通信運搬費 13,000 手数料 11,000	
12 委託料	91,000	電算業務委託 1,000 審査委託 90,000	
13 使用料及び 賃借料	300	機械設備借上料 300	
18 負担金補助 及び交付金	1,280,000	補助金 1,280,000 住民税非課税世帯に対する価 格高騰重点支援給付金 1,280,000	

2. 繰越明許費の補正に関する調書

(単位：千円)

事業名	当該年度 予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				繰越理由
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他		
住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金給付事業	1,400,000	500,000	500,000				年度内の事業完了が見込めないため

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		下関市長門町駐車場 下関市細江町駐車場 下関市赤間町駐車場
指定 管理 者	所在地	大阪府中央区今橋四丁目 1 番 1 号
	名称並びに 代表者及び 構 成 員	タイムズグループ・太平ビルサービス共同事業体 代表者 東京都品川区西五反田二丁目 2 0 番 4 号 タイムズ 2 4 株式会社 代表取締役社長 西 川 光 一 構成員 東京都品川区西五反田二丁目 2 0 番 4 号 タイムズサービス株式会社 代表取締役社長 金 子 新 吾 構成員 北九州市小倉北区堺町一丁目 6 番 1 5 号 太平ビルサービス株式会社北九州支店 支店長 森 川 純 二
指 定 の 期 間		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

下関市長門町駐車場ほか 2 施設の指定管理者を指定するため。



包括外部監査契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により、本市議会の議決を求める。

記

- 1 契 約 の 目 的 地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定による監査及び同条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告
- 2 契 約 の 始 期 令和 7 年 4 月 1 日
- 3 契 約 の 金 額 1 1, 0 0 0, 0 0 0 円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、費用の一部を概算払できるものとする。
- 5 契 約 の 相 手 方 住 所 下関市秋根上町三丁目 2 番 1 6 号  
氏 名 山 元 浩  
資 格 弁 護 士

提案理由

包括外部監査契約を締結するため。



山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等及び規約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少等及び規約の変更について

令和 7 年 3 月 3 1 日限り山口県市町総合事務組合から田布施・平生水道企業団を脱退させ、及び令和 7 年 4 月 1 日から山口県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、並びに山口県市町総合事務組規約を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、本市議会の議決を求める。

#### 提案理由

田布施・平生水道企業団の解散に伴い田布施・平生水道企業団を山口県市町総合事務組合から脱退させ、下関市を山口県市町総合事務組規約第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に加え、柳井地域広域水道企業団を同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に加え、山口市を同条第 9 号に規定する事務を共同処理する団体に加え、及び同規約を変更することに関し、協議するため。



## 別紙

### 山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合同規約（平成18年指令平18市町第815号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第2の6の項中「宇部市」を「下関市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の8の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団（別表第4に規定する事務に限る。）」を加え、同表の9の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の11の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第3中

「

宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
-----	--

」

を

「

下関市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」

に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 第3条第8号に規定する事務のうち対象とする事務（第3条関係）

団体	対象とする事務
柳井地域広域水道企業団	地方公務員法第3章第6節の2に規定する退職管理に関する事務

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約の一部変更について

令和 5 年 1 2 月 2 0 日可決議案第 1 9 6 号「工事請負契約締結について」中  
「3 請負代金額 1 6 7, 6 4 0, 0 0 0 円」を  
「3 請負代金額 2 0 1, 7 0 2, 6 0 0 円」に変更する。

#### 提案理由

下関市立しものせき水族館（海響館）改修及びアシカ展示施設電気設備工事に係る請負契約を一部変更するため。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市奥山工場 1 8 0 t 炉基幹的設備改良工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 神戸市中央区脇浜町一丁目 4 番 7 8 号  
株式会社神鋼環境ソリューション  
取締役社長 佐 藤 幹 雄

2 工 事 名 下関市奥山工場 1 8 0 t 炉基幹的設備改良工事

3 請 負 代 金 額 8, 0 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市大字井田字桑木 1 0 3 7 8 番地

提案理由

下関市奥山工場 1 8 0 t 炉基幹的設備改良工事の請負契約締結のため。



製造請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

製造請負契約の一部変更について

令和 3 年 9 月 2 7 日可決議案第 1 7 7 号「製造請負契約締結について」中  
「3 請 負 代 金 額 次に掲げる固定費の額と変動費の額との合計額

(1) 固定費 6,333,525,000円

(2) 変動費 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める単価に学校給食として提供した食数を乗じて得た額の合計額（上限額 3,839,467,500円）

ア 米食の場合 1食当たり152.4円

イ パン食の場合 1食当たり130.5円

を

「3 請 負 代 金 額 次に掲げる固定費の額と変動費の額との合計額

(1) 固定費 6,406,865,300円

(2) 変動費 次の表に掲げる時期及び場合の区分に応じ、当該区分ごとに定める1食当たりの単価に学校給食として提供した食数を乗じて得た額の合計額（上限額4,082,942,050円）

時期（提供月）	米食の場合	パン食の場合
令和6年4月から令和7年1月まで	152.4円	130.5円
令和7年2月から令和7年7月まで	195.1円	167.1円
令和7年8月から令和10年3月まで	198.7円	170.2円
令和10年4月以降	152.4円	130.5円

に変更する。

#### 提案理由

下関市立の小学校及び中学校において提供する学校給食の製造等に係る請負契約を一部変更するため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立勝山中学校校舎（14）長寿命化改良建築主体工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市長府満珠町10番26号

株式会社高松建設

代表取締役 高 松 傑

2 工 事 名 下関市立勝山中学校校舎（14）長寿命化改良建築主体工事

3 請 負 代 金 額 311,300,000円

4 工 事 場 所 下関市秋根上町二丁目5番1号

提案理由

下関市立勝山中学校校舎（14）長寿命化改良建築主体工事の請負契約締結のため。



白雲台団地建替事業（２期）に係る特定事業契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

白雲台団地建替事業（２期）に係る特定事業契約の一部変更について

令和 4 年 1 2 月 1 9 日可決議案第 1 6 2 号「白雲台団地建替事業（２期）に係る特定事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 1, 4 7 7, 9 8 2, 0 0 0 円」を

「4 契 約 金 額 1, 6 1 2, 5 5 7, 1 0 0 円」に変更する。

提案理由

白雲台団地建替事業（２期）に係る特定事業契約を一部変更するため。



安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約の一部変更について

令和 4 年 6 月 2 3 日可決議案第 7 2 号「安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 3, 4 6 9, 5 3 0, 9 4 9 円」を

「4 契 約 金 額 3, 6 8 6, 5 7 0, 2 1 2 円」に変更する。

提案理由

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約を一部変更するため。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

火の山公園山麓キャンプ場整備工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市小月茶屋二丁目 8 番 3 0 号  
サン山口・住吉工業火の山公園山麓キャンプ場整備工事共  
同企業体

代表者 株式会社サン山口  
代表取締役 山 口 大 志

構成員 下関市長府扇町 1 番 2 3 号  
住吉工業株式会社  
代表取締役 中 村 成 志

2 工 事 名 火の山公園山麓キャンプ場整備工事

3 請 負 代 金 額 2 5 8 , 5 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市みもすそ川町

提案理由

火の山公園山麓キャンプ場整備工事の請負契約締結のため。

